

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年1月5日

【会社名】 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ

【英訳名】 Harmonic Drive Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長 井 啓

【本店の所在の場所】 東京都品川区南大井六丁目25番3号

【電話番号】 03-5471-7810

【事務連絡者氏名】 執行役員 上 條 和 俊

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区南大井六丁目25番3号

【電話番号】 03-5471-7810

【事務連絡者氏名】 執行役員 上 條 和 俊

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 555,979,521円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額
8,768,423,721円

(注) 1 その他の者に対する割当の金額は、平成29年12月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した発行価額の総額の見込額であります。

2 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成29年12月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額であります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。なお、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が買い取るか又は取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	12,619個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株）
発行価額の総額	555,979,521円（注）5
発行価格	未定（注）6
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とします。ただし、発行価格等決定日の翌日から起算して15日目の日（15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日）とします。（注）2
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 経営企画・財務本部
割当日	平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とします。ただし、発行価格等決定日の翌日から起算して15日目の日（15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日）とします。
払込期日	平成30年2月6日から平成30年2月8日までの間のいずれかの日とします。ただし、発行価格等決定日の翌日から起算して15日目の日（15日目の日が営業日でない場合はその翌営業日）とします。（注）2
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 川崎駅前支店

- (注) 1 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、平成30年1月5日（金）開催の当社取締役会にて発行を決議しております。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、本新株予約権の割当予定先であるナプテスコ株式会社（以下「割当予定先」という。）との間で本新株予約権の割当に関する契約（以下「本新株予約権割当契約」という。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。
- 4 当社は、平成30年1月5日（金）開催の当社取締役会において、本新株予約権の募集とは別に、公募による自己株式の処分の日本国内における募集（以下「国内一般募集」という。）、公募による新株式発行及び自己株式の処分の欧州、アジア及び米国を中心とする海外市場（ただし、米国については1933年米国証券法セクション4（a）（2）に基づくプレースメント（以下「米国プレースメント」という。）による募集とする。）における募集（以下「海外募集」といい、米国プレースメント以外の海外募集を「国際募集」という。）、当社普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し）並びにS M B C日興証券株式会社を割当予定先とする第三者割当による当社普通株式の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。
- 5 発行価額の総額は、平成29年12月22日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
- 6 発行価格は、平成30年1月22日（月）から平成30年1月24日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される国内一般募集の発行価格の6.77%に相当する金額に100を乗じた額とします。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,261,900株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正基準:行使価額は、本新株予約権の行使期間の最終日に、当該最終日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。)に相当する金額に修正される。 3 行使価額の修正頻度:最大1回 4 行使価額の下限:当社の資金需要の見通し並びに割当予定先との資本関係及び協業関係が本新株予約権の行使期間最終日以降も継続する可能性を高めるために行使価額の修正を行うものであることを勘案し、行使価額の下限は設けていない。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的となる株式の総数は1,261,900株(平成29年9月30日現在の発行済株式総数に対する割合は1.33%、割当株式数は100株で確定している。) 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限:本欄第4項に記載のとおり行使価額に下限を設けていないため、資金調達額にも下限はない。また、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。 7 本新株予約権には、当社に一定の事由が生じた場合に本新株予約権の全部を取得することとする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式。 単元株式数は100株とする。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は、1,261,900株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。ただし、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初、未定とし、国内一般募集に係る発行価格等決定日(平成30年1月22日から平成30年1月24日までのいずれかの日)に決定される発行価格と同額とする。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>2 行使価額の修正 行使価額は、本新株予約権の行使期間の最終日に、当該最終日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。）に相当する金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の調整 (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot 1 \text{株当たりの} \text{処分株式数} \times \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}} \right)}{1}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。） 調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p>
-----------------------	---

新株予約権の行使時の払込金額	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額の適用開始日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>8,768,423,721円(平成29年12月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額)</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が買い取るか又は取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成30年2月9日から平成35年2月28日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 経営企画・財務本部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 川崎駅前支店</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下、これらを併せて、「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日より前で、かつ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりの払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由
資金調達及び株式売出しの背景と目的

当社グループは、精密制御分野における「トータル・モーション・コントロール」という価値の提供を事業領域とし、小型・軽量かつ高精度な位置決めを可能とする精密減速機をはじめ、これにモーター・センサーなどを組み合わせたアクチュエーター、さらにはその性能を引き出すコントローラーなどを組み合わせ、産業用ロボットや半導体製造装置などを高度にコントロールする上で必要不可欠な基幹部品を提供しております。その中でも、主力製品である波動歯車装置「ハーモニックドライブ®」は、中小型ロボットや半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置向けなどの小型・軽量かつ精密制御を求められる減速装置市場において、長年にわたり高いシェアと世界トップの供給力を築いております。

近年、製造業における賃金上昇、人手不足、品質向上のニーズなどを背景に、工場内の自動化・省力化推進のためにロボット導入の動きが加速しており、さらに人の隣で安全に作業を行う協働ロボット（Co-bots）が本格的に採用され始めるなど、産業用ロボットに対する需要は急速な高まりを見せています。

また、人工知能（AI）の進化や膨大なデータ処理のためサーバーが増設されていることなどを背景に半導体製造装置の需要が大きく増加しているとともに、スマートフォン、タブレットをはじめとするデジタルデバイスの普及と技術革新に伴い、液晶や有機ELパネルの製造装置も需要が大幅に増加しております。

当社グループでは、こうした市場の拡大による成長機会を着実に捉え、更なる競争力の強化と企業価値向上を図るため、きめ細かな販売及びサービス体制の構築を進めると同時に、日本、米国、ドイツに展開する各生産拠点の生産能力の引き上げを進めております。日本では、長野県安曇野市に立地する穂高工場の生産能力増強を推進中であるとともに、米国ではナプテスコ株式会社と合併で運営する子会社の生産効率及び生産能力の引き上げに取り組んでおります。また、欧州においては、昨年3月に株式会社産業革新機構と共同で持分法適用会社であったハーモニック・ドライブ・アーゲーを子会社化し、将来にわたり高い成長が期待される欧州市場の事業基盤をより強固なものとするべく、品質向上、生産能力の引き上げなどの取り組みを進めております。

今回の国内一般募集に係る自己株式の処分及び海外募集に係る新株式発行及び自己株式の処分並びに本新株予約権の発行による資金調達は、足下の急速な受注高の増加と中長期に渡る需要増加を見据えたグローバル生産能力の拡大と財務体質の強化を企図したものであります。調達予定の資金は、波動歯車装置「ハーモニックドライブ®」の生産能力を大幅に引き上げるため、昨年12月、長野県安曇野市に取得した新工場物件における工場建設や工作機械等の設備投資のほか、米国における新工場物件の取得資金に充当する予定です。また、当社グループ製品の主要部品であるクロスローラーベアリングの生産能力を増強すべく、長野県松本市に建設中の新工場棟に係る建設資金へ充当するとともに、メカトロニクス製品の増産を見据えた長野県駒ヶ根市の新工場物件の取得及び新工場棟の建設資金への充当や、研究開発資金に充当する予定です。

加えて、ドイツ子会社ハーモニック・ドライブ・アーゲーの買収にあたり調達した短期借入金の返済資金へも充当予定であり、前述の設備投資と併せ、その資金を本資金調達で賄うことによって財務基盤を強化し、今後の投資に向けた機動性を高めることは、中長期的な企業価値向上に資すると考えております。

なお、一般の新株式発行及び自己株式の処分と同時に一部株主からの売出しを実施致します。当社株式の流動性の向上と株主層の拡大を図ることも併せ、更なる企業価値の向上を実現してまいります。

新株式発行及び自己株式の処分並びに並行第三者割当による本新株予約権発行の意義・目的

今般の資金調達にあたり、当社は、別記「2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に掲げる生産能力の増強計画、今後予想される資金需要の時期、資本効率や負債調達とのバランスを勘案し、新株式発行及び自己株式の処分に加え、一部を本新株予約権により調達することといたしました。新株式発行及び自己株式の処分と本新株予約権を組み合わせることにより、平成30年度を中心とした当面の資金需要には新株式発行及び自己株式の処分により対処するとともに、平成31年度以降を中心とした将来の資金需要には、即時的な希薄化を抑えながら本新株予約権の行使により段階的な資金調達と資本拡充を図ることが可能となり、当社の資金需要と株主価値の双方に配慮した合理的な資金調達と考えております。

本新株予約権は、第三者割当の方法により、当社のその他の関係会社であるナプテスコ株式会社（平成29年9月30日現在の当社株式19.33%（発行済株式総数対比）保有の当社第二位株主）に割り当ててを予定しております。

当社とナプテスコ株式会社は米国において合弁会社（ハーモニック・ドライブ・エルエルシー）を有し、北米における波動歯車装置事業の拡大を行っております。今般の当社資金調達にあたり、ナプテスコ株式会社は、当社との資本関係及びモーション・コントロール分野における協業関係を引き続き継続する意向を有しており、事業環境が急速に変化する中、当社とナプテスコ株式会社の協業は、当社経営基盤の安定及び企業価値向上に資すると考え、ナプテスコ株式会社との本新株予約権の割当に関する契約を締結することといたしました。ナプテスコ株式会社の持株比率は、新株式発行及び自己株式の処分後に18.95%、その後本新株予約権が全部行使された場合に20.00%となることが想定されますが、いずれの場合においても、その他の関係会社としての地位を維持することとなります。

なお、本新株予約権の発行後、行使価額は平成35年2月27日までの約5年間、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号記載の行使価額に固定されますが、行使期間最終日である平成35年2月28日に、当該最終日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。）に相当する金額に修正されます。行使価額が修正される場合、ナプテスコ株式会社による当社株式の取得価額が国内一般募集における発行価格を下回り、資金調達額が減少する可能性があります。本新株予約権に上記内容の行使価額修正条項を設けることは、当該状況においてもナプテスコ株式会社に本新株予約権を行使して当社株式を取得させる選択肢を与えることとなり、その結果、同社との資本関係及び協業関係が本新株予約権の行使期間最終日以降も継続する可能性が高まることになるため、当該時点での当社の中長期的な株主価値の維持及び向上に寄与すると考えております。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権割当契約を締結する予定であり、本新株予約権割当契約において、以下の内容が定められる予定である。

本新株予約権の譲渡、質入れその他の処分については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨

本新株予約権発行後、本新株予約権の行使期間の初日以降はいつでも、割当予定先は当社に対して書面によって通知することにより、その保有する本新株予約権を買い取ることを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該通知を受領した日から15営業日以内に、本新株予約権1個につき発行価額と同額の金銭を支払うことにより残存する全ての本新株予約権を買い取る旨

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定であります。

6 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して提出する。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して提出され、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
8,768,423,721	63,000,000	8,705,423,721

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(555,979,521円)に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(8,212,444,200円)を合算した金額であり、平成29年12月22日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が買い取るか又は取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の払込金額の総額と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合わせた手取概算額8,705,423,721円について、8,000,000,000円を平成32年3月までに有明工場(第2工場)の建物及び新工場棟建設資金に、残額が生じた場合は平成32年3月までに研究開発資金に充当する予定であります。ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は行使期間の最終日に修正されるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には、自己資金・借入金等代替資金調達手段により充当する予定であります。

また、具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い銀行預金等により資金管理を図る予定です。

なお、当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成30年1月5日)現在(ただし、既支払額については平成29年12月31日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				予算金額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
提出会社	穂高工場 (第1工場)及び 有明工場 (第2工場)(長野 県安曇野市)	精密減速機 事業 (日本)	建物及び 新工場棟	9,000,000		増資資金、 自己株式の 処分資金、 本新株予約 権の発行及 び行使によ る調達資金 、自己資金 及び借入金	平成29年 12月	平成32年 3月	(注)2
			機械装置 工具器具備品	13,000,000		増資資金、 自己株式の 処分資金、 自己資金及 び借入金	平成30年 3月	平成32年 3月	生産能力 90%増
提出会社	松本工場 (長野県 松本市)	同上	新工場棟及び 立体駐車場	7,100,000		増資資金、 自己株式の 処分資金、 自己資金及 び借入金	平成29年 12月	平成31年 3月	(注)2
提出会社	駒ヶ根工 場(長野 県駒ヶ根 市)	同上	土地	35,000		増資資金、 自己株式の 処分資金、 自己資金及 び借入金	平成30年 1月	平成30年 1月	(注)2
			新工場棟	285,000		増資資金、 自己株式の 処分資金、 自己資金及 び借入金	平成30年 3月	平成30年 12月	(注)2
エイチ・ ディ・シ ステム ズ・イン コーポ レイテ ッド	米国 新 工場(マ サチュー セッツ 州)	同上	土地・工場棟	2,000,000		当社からの 融資資金	平成30年 3月	平成31年 3月	(注)2

(注)1 上記金額には消費税は含まれておりません。

2 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

3 在外子会社のエイチ・ディ・システムズ・インコーポレイテッドの投資予定金額は、1ドル=110円にて計算しております。

4 資金調達方法の増資資金及び自己株式の処分資金は、別記「募集又は売出しに関する特別記載事項 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」に記載の国内一般募集及び海外募集に係る調達資金であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて

当社は、平成30年1月5日（金）開催の当社取締役会において、本新株予約権の募集とは別に、当社普通株式の国内一般募集、海外募集、当社普通株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出し）並びに本第三者割当増資を行うことを決議し、同日、有価証券届出書及び臨時報告書を提出しております。

国内一般募集及び海外募集に係る募集株式総数は4,666,100株であり、国内一般募集株式数826,100株及び海外募集株式数3,840,000株（国際募集における引受人の買取引受け及び米国プレースメントの対象株式数3,339,200株並びに国際募集における引受人に付与する追加的に発行する当社普通株式を買い取る権利の対象株式数500,800株の合計数）を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	ナブテスコ株式会社
本店の所在地	東京都千代田区平河町二丁目7番9号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第14期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年3月29日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第15期第1四半期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年5月15日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第15期第2四半期 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月10日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第15期第3四半期 (自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年11月14日関東財務局長に提出

（注） 「割当予定先の概要」の欄は、平成30年1月5日現在のものです。

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	3,265,000株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	18,320,400株（平成29年9月30日現在）
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	米子子会社の設立及び運営に係る基本協定書を締結しております。	

（注） 「提出者と割当予定先との間の関係」の欄は、「割当予定先が保有している当社の株式の数」を除き、平成30年1月5日現在のものであります。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先は、当社のその他の関係会社であり当社の第二位株主であります。当社と割当予定先は、北米地域の波動歯車装置事業において、当社の米子子会社を共同経営するなどの協業関係にあり、当社にとって戦略的に重要なパートナーであると考えております。当社と割当予定先とは、平成17年9月に米子子会社の設立及び運営に係る基本協定書を締結しており、引き続き割当予定先との協業関係を維持することが、当社の企業価値及び株主価値の向上につながると判断し、割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は1,261,900株です（ただし、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

e. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において、割当予定先が本新株予約権の取得後、本新株予約権を行使して取得した株式について、継続保有をする等の特段の取り決めはありませんが、当社との資本関係及び協業関係を引き続き継続する意向であると認識しております。

また、割当予定先は、発行価格等決定日に始まり本新株予約権の割当日から起算して180日目の日に終了する期間中、別記「募集又は売出しに関する特別記載事項 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」に記載の国内一般募集及び海外募集に係るジョイント・グローバル・コーディネーター及び国内共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨、並びに本新株予約権の譲渡又は売却等を行わない旨を合意しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が平成29年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第15期第3四半期報告書の平成29年9月30日現在の要約四半期連結財政状態計算書により、割当予定先が本新株予約権の払込金額の払込みに足りる現金及び現金同等物その他の流動資産（現金及び現金同等物：40,034百万円、流動資産計：155,691百万円）を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所に上場しており、また、割当予定先のウェブサイト上で公表されている「ナブテスコグループ倫理規範」において、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、また反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度で臨み、要求には一切応じない」旨定めています。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出した平成29年3月31日付コーポレート・ガバナンスに関する報告書の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を確認し、割当予定先の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、割当予定先及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。ただし、割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表取締役 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」という。）は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権割当契約に定められる諸条件、並びに赤坂国際会計が評価基準日（平成30年1月4日）現在の当社の株価、株価変動率、配当利回り、貸株コスト及び無リスク利率等に基づき、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の価値評価を行っており、価値評価にあたっては当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提（当社との資本関係及び協業関係の方針に基づき権利行使時期を決定し、割当予定先による権利行使は権利行使期間に渡り一様に分散的に発生すること、当社と割当予定先は資本関係及び協業関係を継続する意向であり割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取りを請求する蓋然性が低いこと等。）を想定しております。当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジ（本新株予約権の1個につき、発行価格等決定日において決定する国内一般募集の発行価格の6.63%から6.93%に相当する金額にそれぞれ本新株予約権1個当たりの割当株式数（100株）を乗じた額）の範囲内で、割当予定先との間での協議を経た結果、本新株予約権の1個当たりの払込金額は、発行価格等決定日において決定する国内一般募集の発行価格の6.77%に相当する金額に本新株予約権1個当たりの割当株式数（100株）を乗じた額としました。

当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、発行価格等決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果、払込金額が第三者評価機関によって算出された評価額のレンジの範囲内で決定されていることを勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理的であると考えております。また、本有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）現在において当社監査役4名（うち社外監査役2名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の目的である当社株式の総数は1,261,900株であり、平成29年9月30日現在の発行済株式総数94,749,300株に対して1.33%（議決権総数915,900個に対しては1.37%）に限定されます。本新株予約権の発行は、生産能力増強のための設備投資資金の調達を目的とし、中長期の成長に必要な財務基盤の強化に繋がるものであること、また、本新株予約権の割当予定先は当社との資本関係及び協業関係を引き続き継続する意向で流通市場への影響も軽微と判断できることから、本資金調達による希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の 総議決権数に 対する所有議決 権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議決 権数の割合(%)
株式会社 KODEN ホールディングス	東京都大田区多摩川 2 丁目 13 - 24	34,490,700	37.66	33,490,700	34.23
ナプテスコ株式会社	東京都千代田区平河町 2 丁目 7 - 9	18,320,400	20.00	19,582,300	20.01
トヨタ自動車株式会社 (常任代理人 資産管 理サービス信託銀行株 式会社)	愛知県豊田市トヨタ町 1 番地 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 12)	4,379,400	4.78	4,379,400	4.48
伊藤 典光	東京都港区	2,841,600	3.10	2,841,600	2.90
太田 美保	東京都港区	2,839,800	3.10	2,639,800	2.70
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	2,804,300	3.06	2,804,300	2.87
伊藤 光昌	東京都港区	2,267,800	2.48	2,067,800	2.11
ピーピーエイチ マシ ユーズジャパン ファ ンド (常任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀行 決 済事業部)	4 EMBARCADERO CTR STE 550 SAN FRANCISCO CALIFORNIA ZIP CODE: 94111 (東京都千代田区丸の内 2 丁 目 7 - 1)	1,396,000	1.52	1,396,000	1.43
ジエーピーモルガンチ エース オツペンハイ マー ジャスデック レンディング アカウ ント (常任代理人 株式会 社三菱東京UFJ銀行 決 済事業部)	6803 S. TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内 2 丁 目 7 - 1)	1,181,900	1.29	1,181,900	1.21
日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口 9)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	978,900	1.07	978,900	1.00
計		71,500,800	78.07	71,362,700	72.93

- (注) 1 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。
- 2 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 3 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に国内一般募集により増加する議決権の数、海外募集における引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買い取る権利が全て行使された場合に海外募集により増加する議決権の数、本第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合に増加する議決権の数並びに本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
- 4 割当予定先であるナプテスコ株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。
- 5 別記「募集又は売出しに関する特別記載事項 国内市場及び海外市場における当社普通株式の募集及び売出しについて」に記載の引受人の買取引受けによる売出しの売出人である株式会社KODENホールディングス、伊藤光昌及び太田美保の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当該売出しに伴う所有株式数又は所有議決権数を差し引いて算出しております。
- 6 当社は自己株式3,152,193株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第29期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日） 平成29年6月15日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第30期第1四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日） 平成29年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第30期第2四半期（自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日） 平成29年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月16日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年1月5日に関東財務局長に提出

（注）なお、発行価格等決定日に本5の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）までの間において変更及び追加すべき事項が生じております。後記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 〆で示してあります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、後記の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項については本有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

当社グループの経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券届出書提出日（平成30年1月5日）現在において、当社グループが判断したものです。

設備投資動向に関するリスク

当社グループの製品は、産業用ロボット、半導体製造装置、フラットパネルディスプレイ製造装置をはじめとする産業用機械の部品として販売されるものが大半でありますので、設備投資動向が当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、半導体製造装置及びフラットパネルディスプレイ製造装置業界向けについては、半導体デバイスやパネル市場の市況好転や製造技術の革新などにより大きな成長を遂げることがある反面、需給調整などによる予期せぬ市場の縮小が起こった場合、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

研究開発に関するリスク

当社グループは、モーション・コントロール分野における技術・技能集団として、研究開発部門への重点的な資源配分を実施することで、高付加価値で特長ある製品を開発し、市場投入していきます。しかしながら、研究開発への資源配分及び研究開発のための人材確保の努力を継続する一方、技術革新に追い付きお客様や市場の需要を満たす魅力的な新製品を開発できなかった場合または研究開発の成果である新製品の市場投入もしくは市場浸透が遅れた場合、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

品質に関するリスク

当社グループは、お客様満足の向上と市場における優位性を高めるために、ISO9001の認証取得をはじめとして、品質保証体制の強化に努めております。しかしながら、予期せぬ製品の不具合が発生することなどにより、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替の変動に関するリスク

当社グループは、米国に連結子会社2社、中国に連結子会社1社、韓国に連結子会社1社、欧州に連結子会社10社を有し、事業における積極的な国際化を推進しております。従いまして、為替変動は当社グループの事業活動に悪影響を与えることがあります。また、為替変動は、当社グループの外貨建取引に伴う収益・費用及び資産・負債の円換算額に影響を与え、業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務に関するリスク

当社及び一部の連結子会社では、確定給付型の退職年金制度または退職一時金制度を設けておりますが、退職給付債務及び退職給付費用の計算の基礎となる条件の見直しや、年金資産の運用環境悪化等が、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成28年12月1日より、確定給付企業年金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

生産に関するリスク

当社グループは、生産能力の向上及び増強に努めておりますが、生産能力が計画通りに向上する保証はありません。また、当社グループは、生産能力を向上させるため、特に国内の工場が位置する地域において生産業務に携わる従業員を追加的に雇用する必要がありますが、当社グループがその労働力需要を満たす能力は、多くの外部要因（工場が位置する地域において適切な従業員を確保できる可能性、当該地域の失業率、給与水準及び人口動態等）に左右されます。計画通りに生産能力が向上したとしても、お客様が求める水準またはスピードを満たすよう生産ができる保証はありません。最近では、当社グループの特定の商品に対するお客様の需要が当社グループの生産能力を上回っており、この状況が続いた場合、当社グループが売上を増加させる機会を逸し、当社グループとお客様との関係に悪影響が及ぶか、または極端な場合、当社グループの市場シェアの低下及び競争圧力の上昇もしくはそのいずれかを引き起こす可能性があります。

他方で、当社グループの商品に対するお客様の需要が当社グループの予想を下回った場合、当社グループの生産能力が十分に活用されず、投下資本等を回収することができないか、または回収できるとしても想定より長い期間を要する可能性があります。

これらの場合、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

調達に関するリスク

当社グループは、幅広いサプライヤーから原材料、部品及び生産設備を購入しておりますが、サプライヤーの供給不足、費用増加またはその他の理由により当社グループの利用量が制限される可能性があります。原材料、部品及び生産設備の価格上昇または利用制限があった場合、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保に関するリスク

当社グループの事業においては、事業及びノウハウに関する深い知識と高い技術を有する研究者その他の技術者を含む熟練した従業員並びに能力の高い役員を確保する必要があり、かかる従業員または役員を確保できなかった場合、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの人材が競合他社に流出した場合、当該人材を通じて競合他社に当社グループの技術やノウハウが漏れ、当社グループの業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

海外事業の展開に関するリスク

当社グループは、グローバルに事業を展開しているため、次のような海外事業展開に関するリスクがあります。

- ・ 各国の政治情勢及び経済状況の変化及び社会的混乱
- ・ 海外市場の関連産業における景気の減速または後退
- ・ 各国の予期しない法律や規制の変更（移転価格問題、当社の在外子会社及び関連会社による送金その他の支払に係る源泉徴収その他の税金の賦課または増税等）
- ・ 各国における許認可の取得及び維持の困難性及び不確実性
- ・ 取引制限または関税の変更
- ・ テロ、戦争、自然災害、悪天候、感染症その他の制御不能な要因
- ・ 当社グループが事業を行っている国もしくは地域と日本との間の、またはかかる国もしくは地域間の政治的、経済的関係の変化
- ・ 各国の政府による投資制限及びその他の規制の実施または増加
- ・ 人件費の著しい増加及び賃金上昇
- ・ 労働紛争、争議行為、ゼネストまたは労働環境におけるその他の障害
- ・ 開発途上のインフラによりもたらされる予期せぬ事故（停電等）
- ・ 文化の違いやその他の要因による現地の人材及び事業の管理の困難性
- ・ 一部の国における限定的な知的財産権の保護

また、海外における事業の展開に際しては、投下資本の回収が当初の計画通りに進まない場合があり、収益の増加よりも早く費用の増加が生じることがあります。これにより、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

M&A及び事業提携等に関するリスク

当社グループは、様々な合併事業及び事業提携を行っており、適切な機会があれば、さらなる買収（M&A）や事業提携等を行う可能性があります。これらを行う際は、利益性及び投資利益率の見込みを慎重に検討しますが、実施時に見込んだ計画どおりに進捗しない可能性、シナジー効果を実現できない可能性、買収した事業を成功裏に経営できない可能性があります。これらの場合、買収や事業提携等に係るのれんの減損等を通じ、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

事業戦略の実現に関するリスク

当社グループは、良好な財務基盤を維持しつつ生産能力を増強させることを含め、事業戦略を推進しております。しかしながら、事業戦略の実現や目標の達成は様々な要因（当社グループが事業を行う地域における一般的な経済環境及び市場環境、競争や需要の水準等）に左右されるため、当社グループの事業戦略の実施が意図した通りの効果をもたらさない可能性、実際の数値が事業計画の前提と異なる可能性、設定した目標が達成されない可能性があります。また、かかる目標が将来的にさらに変更される可能性もあります。

競合に関するリスク

当社グループは、減速装置およびメカトロニクス製品の市場において高い市場占有率を持つ製品を多数保有しております。新規参入者により競争が激化した場合、製品の利益率の悪化や販売の機会損失の発生により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産に関するリスク

特許及び商標を含む知的財産権並びに企業機密情報を含むノウハウは、当社グループにとって重要な競争的要因であり、その保護に努めていますが、当社グループの権利行使が干渉を受けた場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループが事業活動の中で他者の知的財産権を意図せず侵害した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

訴訟その他の法的手続きに関するリスク

当社グループの事業運営において、予期せぬトラブル・問題が生じた場合、当社グループの落ち度の有無にかかわらずこれらに起因する損害賠償の請求や、訴訟等の提起を受ける可能性があります。かかる訴訟等

は、とりわけ製品、環境責任及び特許権侵害の申立て等の知的財産に関する問題に関連して生じる可能性があります。これらの事象が発生した場合は、提訴内容や損害賠償額の状況及びその結果によっては当社グループの社会的信用が低下することに加え、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令及びコンプライアンスに関するリスク

当社グループの事業活動は、貿易、反トラスト、知的財産、製造物責任、労働関連法令、コーポレート・ガバナンス、個人情報保護、環境法令、政府の許認可、課税、国家間の国家安全保障に関する法令及び国家安全保障のための輸出入の規制を含む、各国における規制の対象となっております。当社グループのリスク管理体制、コンプライアンス体制及び内部統制システムを維持する努力が効果的ではないかまたは不十分である場合、当社グループは(その従業員または第三者によって行われたかを問わず)不正行為または腐敗行為に關与する可能性があります。また法令を遵守していないとみなされる可能性があります。これらにより、当社グループに制裁または罰金が科せられる可能性があります。また当社グループの事業及びレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、今後、法規制が強化された場合や、事業活動を展開する地域が拡大した場合、法規制への対応に追加費用を要することとなり、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

環境法令及び有害物質に関するリスク

当社グループの事業は、特に製造プロセスにおいて、使用、貯蔵、排出及び廃棄に厳しい規制がかかっている化学物質等の使用を伴うため、当社グループが事業を展開している国々において幅広い環境法令及び規制の対象となっております。また、当社グループは、エネルギー及び資源保護、リサイクル、地球温暖化、汚染防止、並びに環境衛生及び安全性について、様々な法令及び工業規格の対象となっております。環境法令は、今後、規制が強化される可能性があります。その場合に当社グループの一部の生産及び一部の活動が制限もしくは禁止されてしまう可能性、または是正措置を実行し、適用ある環境法令に準拠するために必要となる設備投資その他の費用が相当な金額になる可能性があります。これらによって、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

ハーモニック・ドライブ・アーゲー株式の追加取得に関するリスク

平成29年3月22日付で、当社は、株式会社産業革新機構と共同で、合同会社エイチ・ディ・マネジメント(同社に対する当社の出資比率は60%)を通じて、ハーモニック・ドライブ・アーゲーの発行済株式の63.2%を追加取得しております。

平成29年3月31日に終了した事業年度の当社の連結財務諸表は、ハーモニック・ドライブ・アーゲーの業績を反映しています。ただし、ハーモニック・ドライブ・アーゲーの事業年度末が12月31日であり、みなし取得日が平成28年12月31日となっているため、同社の貸借対照表は平成29年3月31日現在の当社グループの連結財務諸表に連結されていますが、損益計算書、包括利益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については平成29年3月31日に終了した事業年度の当社グループの連結財務諸表に連結されていません(もっとも、当該事業年度のハーモニック・ドライブ・アーゲーの業績は、当社の持分法適用会社として含まれています。)

また、ハーモニック・ドライブ・アーゲーは、当該追加取得前、当社の持分法適用会社であったため、平成29年3月31日に終了した事業年度の当社グループの連結財務諸表において13,963百万円が特別利益(段階取得に係る差益)として計上されています。これは、当該事業年度の当社グループ業績に影響を及ぼした一時的な差益であり、したがって、当該追加取得の影響により、当該事業年度とその前後の会計期間の当社グループの連結財務諸表を比較して当社グループに関する財務動向を確認することは困難である可能性があります。

さらに、当該追加取得に関連して、当社は、平成29年3月31日現在の連結財務諸表において、のれん33,338百万円(対円ユーロ高により増加し、平成29年9月30日現在で36,048百万円)を計上し、当該のれんは20年間にわたり定額法で償却されます。ただし、平成30年3月31日に終了する事業年度において、当該のれんについて取得原価配分が実施され、一部が無形資産に配分される可能性があります(その結果、のれんは減少します。)。無形資産の償却期間は項目ごとに異なるため、再配分された金額の償却期間は20年を下回ることもあり、その場合、当社グループにとって償却の負担が増加する可能性があります。のれんの帳簿価額はその回収可能価額まで減額される可能性があり、さらに減損損失が計上される可能性もあります。かかる減損損失は、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

上記要因のほか、ハーモニック・ドライブ・アーゲーの業績を当社グループの連結財務書類に連結することにより、平成30年3月31日に終了する事業年度以降の当社グループの連結業績に影響が見込まれます。

その他のリスク

当社グループだけでは避けることのできない、経済や政治環境の変化、自然災害、戦争、テロなどのように予期せぬ事象が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 本店

(東京都品川区南大井六丁目25番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。